

令和8年度

# 事業計画書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

社会福祉法人 青い鳥

# 目 次

令和8年度 事業計画案の概要	1
経営企画本部	3
小児療育相談センター 診療相談部	6
小児療育相談センター 小児眼科部	9
小児療育相談センター 検診事業部	11
子育て事業部	13
横浜市東部地域療育センター	16
横浜市中部地域療育センター	20
横浜市南部地域療育センター	23
川崎西部地域療育センター	27
横須賀市療育相談センター	32
横浜市港南区生活支援センター	35
川崎市発達相談支援センター	37
川崎市発達障害地域活動支援センター「ゆりの木」	40
横浜東部就労支援センター	42
川崎南部就労援助センター	44

## ～ 令和8年度 事業計画案の概要 ～

### 1 子どもの療育

少子化が進む一方で、発達に課題のある子どもの数は増加しています。

また、核家族の中でも、父母ともに就労している世帯が増加するなど、子どもや子育てを取り巻く環境や地域事情も様変わりしています。

多様化する保護者のニーズに応え、必要な支援を適切な時期に提供できるよう、地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として機能強化を図ります。

なお、令和8年度は主に以下について重点的に取り組みます。

#### (1) 地域との連携強化や訪問支援等のアウトリーチ施策の拡充

- \* 保育所等訪問支援事業や、施設の職員に対して各専門職が技術的支援を行う巡回訪問等の実施により、保育所、幼稚園等に対するアウトリーチ支援のさらなる充実を図り、障害のある子どもに対する支援力の向上など、地域におけるインクルージョンや地域支援を推進する。 **【全療育センター共通】**

#### (2) 医療的ケア児等への支援

- \* 行政機関（子ども発達・相談センター）との役割分担により、療育センターでは、医療的ケアを含む中重度の障害児等に重点的に対応するなど支援体制の充実を図る。 **【川崎西部地域療育センター】**
- \* 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児のご家族等からの相談を受け、関係機関と連携しながら情報提供や解決に向けた調整を行う。 **【横須賀市相談療育センター】**

#### (3) ひろば事業など初期支援の拡充による相談機能の充実

- \* 初期支援の拡充施策として、診断前後の0～3歳児親子などを対象に、子どもの遊び場の提供や保護者への相談助言対応を行う「ひろば事業」と、心理職等による個別面談を実施して、保護者の不安感の軽減等を図る。 **【横浜東部・中部・南部地域療育センター】**

#### (4) 学齢後期障害児支援事業の受託による成人期までの切れ目ない支援の実施

- \* 学齢後期（中学生・高校生）の発達障害児を対象として、「小児療育相談センター」と「横浜市学齢後期発達相談室みなと」において、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けた事業を継続実施する。 **【小児療育相談センター】**

### 2 青少年期以降の発達支援や、成人後の障害者の生活支援、就労支援

障害者の地域での生活や自立を支援する拠点として、発達障害や精神障害等の利用者が抱える生活の中の困難な状況や多様化する個別のニーズにも適切に対応するため、専門的な相談支援を継続して行うとともに、各々の事業の中で関係機関とのネットワーク機能やアウトリーチ施策の充実を図ります。

### 3 視聴覚検診

3歳児健診時における検査機器を用いた屈折検査について、8年度からは横浜市全区（18区）での展開を図ります（令和7年度は6区で試行実施）。

### 4 子育て支援

土曜・日曜のセンター開所や父親の利用促進のほか、育児不安・発達の悩み等を専門スタッフに気軽に相談できる機会の提供など、利便性の向上や機能拡充のニーズが高まっています。国の施策動向や地域の民間事業者の進出状況、「法人のビジョン」と個々の市町の意向等も勘案しながら、現場や自治体とも連携を密にし、利用者の声に耳を傾け、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を進めてまいります。

### 5 経営基盤の強化

全ての事業において、支援を着実に行うためには、人材の確保・定着等が最優先の課題であり、厳しい財政状況にあっても、処遇改善や人材育成にも引き続き積極的に取り組む必要があります。

令和8年度事業計画では、法人の持続的な発展の実現に向けて、人材確保等を含めた「必要な施策・事業の着実な推進」と、「健全な財務基盤の確保」の両立に取り組むとともに、引き続き、IT化の推進や情報セキュリティ対策、コンプライアンス強化にも努めるなど、信頼される、選ばれ続ける法人であるための取組を進めてまいります。

# 経営企画本部

## 【本部目標】

### 1 経営基盤の強化

#### (1) 「信頼される法人」であるための取組

事業実績だけでなく、情報管理のセキュリティや組織ガバナンスの強化など、ご利用者や関係者の信頼を得るための取組や、災害等に備えた安全・安心のための取組と各事業所に向けた支援。

- ・情報セキュリティの確立
- ・コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化
- ・IT化の推進
- ・こども性暴力防止法(令和8年12月施行)への対応

子どもを性暴力から守るため、相談窓口の設置や職員への研修、就業規則の改正など、日頃からの環境づくりや早期発見のための仕組みを整備

#### (2) 財務基盤の確保

- ・物価高騰や国の制度変更への臨機の対応など、経営上厳しい環境が続く状況下においても、人材確保・育成等、将来に向けて必要な取組を着実に進められるよう、メリハリをつけた経費節減・収入確保と、執行状況の把握・分析等管理により、持続可能な財務基盤の確保に努める
- ・業務効率化に向けたIT化の推進、保有施設修繕の資金計画等の策定、管理
- ・主な事業計画の策定、事業所支援、及び予算の進捗管理

### 2 人材戦略の構築

- ・中長期の視点を持った、職員の確保、育成及び定着化策の検討と段階的实施
- ・社会経済情勢等を踏まえた新採用者確保策の実施
- ・新たに構築した研修体系のもとでの階層別研修の企画及び実施
- ・各種ハラスメント対策の推進
- ・障害者雇用について、職場への適応が進むよう障害者雇用促進法の基本的理念に基づき、積極的に職場実習を受け入れる等、ノウハウを活かし、一層の取組を進める

### 3 公益的取組の推進

- ・法人モデル事業の実施支援
- ・地域貢献の一環としての、家族向け講座、障害の理解促進などの動画配信や情報発信等の取組を支援

## 【事業計画】

### 1 経営基盤の強化

#### (1) 信頼される法人であるための取組み

##### ア) 情報セキュリティの確立

- ・IPv6 へのリニューアル等、セキュアで効率的な業務推進を可能にするネットワーク環境の構築を検討するとともに、職員研修の実施等により不正アクセスやマルウェア感染等を防止する。
- ・横浜市の療育センターに導入された電子カルテシステムにおけるインフラ面での安定運用について各事業所を支援するとともに、システム連携のない事業の効果的で安全性の高いデータ共有に向けた支援を行う。

- イ) コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化
  - ・理事会、評議員会、経営会議、法人運営会議等の開催・運営。
  - ・法人が直面する重要課題・経営課題につき適切に協議・検討。
  - ・法令に基づく経営情報の開示。
  - ・会計士監査の適切な実施。
- ウ) IT化の推進
  - ・決裁や情報共有等のシステム構築を進め、迅速な意思決定及び事務執行の適正性の向上を図る。
  - ・グループウェアの活用を一層推進すると共に、活用範囲を段階的に拡大し、情報共有の深化及び業務効率化を進め、組織運営力の向上を目指す。
- エ) こども性暴力防止法施行への対応
 

こども性暴力防止法の施行（令和8年12月）にあたり、性暴力防止及び安全確保措置のため、相談窓口整備や就業規則の改正、職員周知や研修等、事業者として必要な対応を行う。
- オ) 災害等への備え
 

利用者及び職員の安全の確保に向けて、BCP計画や安全計画等を共有し、実践的な避難訓練の実施や研修等を通じて、必要な見直しを行うと共に、地域や関係機関との協力体制の構築などを進める。
- カ) 情報発信の促進
 

経営情報等の発信に努め、職員が一丸となる組織風土づくりを進める。

## (2) 財務基盤の確保

- ア) 健全で安定した財務基盤の確保
  - ・委託料収入などの自治体からの財源の十分な確保が見込めない中でも、物価高騰や国の制度変更等に臨機に対応する必要があるなど、経営上厳しい環境が続くことも想定される。そのような状況下においても、人材確保・育成や業務環境の整備等、将来に向けて必要な取組を着実に進められるよう、メリハリをつけた経費節減・収入確保と、執行状況の把握、分析などの管理により、持続可能な財務基盤の確保に努める。
  - ・各センター・事業所の担当者に対し、自所属の収支状況を容易に把握できるよう本部から指導及び支援を行う。
  - ・予算及びその執行状況を月次等で把握できるよう、管理を徹底する。
  - ・委託事業の事業費については、支出面での費用抑制に努める。自治体等からの前年度同額の補助、及び配分等を是とせず、実績・予測から必要額を精査し、予算要求等の段階から関係自治体に強く求めていく。
  - ・改正が予定されているインボイス制度の準備を行うと共に、運用に携わる事務職等の習熟に努め、事務作業の効率化を推進する。
- イ) 保有施設の改築・修繕計画及び資金計画等の策定
  - ・小児療育相談センター大規模修繕工事について、建築費の高騰を踏まえ事業費抑制を基本方針として基本設計を精査する。そのうえで法人財務への影響を最小限とするよう躯体維持に主眼をおいたミニマムな実施設計を行い、年度内の着工を目指す。
  - ・小児療育相談センター事業を将来にわたり継続するため、あり方等諸課題の検討を行う。
  - ・法人所有の固定資産である川崎西部地域療育センター建物の外壁修繕実施後における、新たな長期修繕計画策定等について支援を行う。
- ウ) 主な事業計画及び予算の進捗管理
  - ・第二期中期経営計画の進捗状況の管理や、第二期の振り返りを踏まえた第三期中期経営計画を策定する。
  - ・各年度予算、事業実績の月次管理を行い、不足等については適宜対策を図る。

- ・修繕計画に基づき青い鳥会館の維持管理を適切に行う。
- ・事業所に向けた支援として対外調整や自治体等との協議等をサポートする。
- ・複数事業所に跨るシステム等、法人として調整を要する事項や、法人独自に事業を実施しようとする場合の協議、調整を図る。

## 2 人材戦略の構築（人材マネジメント）

### （1）職員の確保、育成及び定着化の検討・実施

- ・人材育成制度の運用により職員と組織の更なる成長を促す。
- ・処遇改善制度の安定的な運営による処遇の向上や、従来から実施してきた仕事と生活の両立支援への取組を推進することで職員の定着を促すとともに、採用活動でのPRにより優秀な人材の確保を進める。
- ・次代を担う人材の育成や組織活性化のため、管理職候補となるポストへの登用を積極的に進めるとともに、若手職員や長期間異動のない職員の異動を積極的に進める。
- ・職員の安全と健康の確保に配慮し、働きやすい職場環境となるよう、各種のハラスメント防止対策等を進める。
- ・女性活躍推進法行動計画に基づき、超勤時間の縮減等を計画的に進めるとともに、適切な情報公開に努める。
- ・勤怠管理システムの活用により、労働時間の適切な把握や業務効率化に努める。

### （2）新採用者の確保

#### ア) 常勤職員採用の促進

- ・厳しい求人難に対応するため、引き続き多様な方法による採用を行う。また、事業内容や実際の取組みの様子をWEB上で公開することや各療育センターでの見学会の開催等により求職者の志望意欲を高める。また、引き上げを行った初任給や手厚い福利厚生など、処遇が高水準であることをインターネット求人情報サイトや就職フェアなどで積極的に広報することにより人材確保を進める。

#### イ) 障害者雇用の促進

- ・子育て事業部、川崎西部地域療育センターなど、現在雇用している事業所での安定的な雇用継続に取り組むとともに、新たな障害者雇用に向けた職場実習の受け入れ等を企画する。

### （3）研修制度の見直し

新たな人材育成制度のもと、事業の運営や法人運営を担う人材の育成を目的として、新たな研修体系の構築に向けた検討を進める。

令和7年度設置の法人人材育成委員会の検討による新たな研修体系に基づき、階層別研修を企画し開催する。

## 3 公益的取組の推進

- ・現場の声（ニーズや課題）を踏まえ、国や自治体の既存サービスに加え、地域の実情等に応じた法人モデル事業の実施により、サービスの狭間にあるニーズやきめ細やかな支援に対応し、行政における施策の事業化や拡充につなげる。
- ・地域における障害児者支援の中核的機能を発揮や地域貢献の一環として、障害の理解促進や家族向け講座などの動画配信、情報発信等の取組を支援する。
- ・寄付・募金等社会貢献活動への協力。

## 小児療育相談センター 診療相談部

### 【事業部目標】

#### 1 丁寧な相談対応

- ・横浜市医療型学齢後期障害児支援事業所として、思春期・青年期の発達障害児・者を中心とした丁寧な相談・診療を実施する(2か所を運営)。
- ・小児療育相談センターでは中学生以降の思春期・青年期から成人期以降の発達障害者を継続して診療する医療・相談機関として、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らしに視点をあて、多職種でのチーム支援を引き続き実施する。
- ・開所から3年目を迎える横浜市学齢後期発達相談室みななどでも、ソーシャルワーカーや心理士による相談と、医師による診療相談を組み合わせ実施する。

#### 2 すみやかな相談対応

- ・発達障害の社会的認知が進んでおり、診療相談ニーズは将来的にも増え続けることが予想される。医療・相談が必要な方の初回面接をすみやかに実施出来るように、診療を伴わない利用者や年金診断書等で継続している利用者を、相談室みなとやその他の機関における相談支援、診療対応に繋げることで、診療相談体制が逼迫している中でも適切な支援が可能となる体制を構築する。
- ・年々増え続けるニーズに適切な対応をするため、横浜市と連携・協議しながら解決策を検討する。

#### 3 人材の育成

- ・当センターに求められている社会的な役割を認識し、積極的に人材の育成・活用を行う。
- ・OJTなどの内部研修に加え、関係機関との意見交換会やケースカンファレンス、専門学会への参加などを通じて、職員の資質向上と研鑽を進めていく。
- ・診療相談部職員が一体感を持って業務に向き合えるように、相談室みなとと合同で研修を実施するなど、人材育成と交流を行う。

#### 4 経営基盤の強化

- ・各部署の業務内容の精査と効率化、職員配置の適正化、及び見直しに取り組む。
- ・医師については大学医局との良好な連携のもと、児童精神科医師の育成と診療報酬収入向上のために安定的な配置を目指す。

#### 5 発達障害児者対応充実に向けた情報発信

- ・20年以上開催している「家族のための勉強会」について、内容の充実を図りながら継続実施する。
- ・横浜市子ども青少年局や健康福祉局、教育委員会と連携し、関係する福祉施設や基幹相談事業所、校長会、スクールソーシャルワーカーや特別支援コーディネーター等、発達障害児・者支援の主軸となる関係者との研修会、及び意見交換を実施する。
- ・日々の実践や内部研修等の成果を活かし、当センターならではの研修内容を検討・実施・発信する。

## 【事業計画】

### 1 診療相談事業

横浜市域を中心に、発達障害児・者、知的障害児・者の「学齢期、青年期、成人以降のライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事や地域生活等に焦点をあてた、医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

(1) 職員体制 医師 12 人(児童精神科・神経小児科・小児科)、社会福祉士 6 人、精神保健福祉士 3 人、公認心理士 5 人、臨床検査技師 1 人、看護師 4 人、医療事務 6 人、事務 1 人の常勤、非常勤 計 38 人

(2) 主な業務内容

- ・医学的診断と治療（精神療法、薬物療法等）、及び相談指導
- ・家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・心理発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・学齢後期のグループ活動
- ・家族勉強会

(3) 事業計画

※上段は小児療育相談センター、下段は相談室みなど

内 容	事業計画	備 考
継続利用者	延べ 5,000 人	・地域別 (横浜市 4,200 人、川崎市 270 人、 県域 480 人、県外 50 人) ・年齢層別 (就学前 20 人、小学生 80 人、 中学生 1,700 人、青年 1,200 人、成人 2,000 人)
	延べ 1,500 人	横浜市内、中学生・高校生年代
新規利用者	350 人	横浜市内、中学生・高校生年代
	250 人	横浜市内、中学生・高校生年代
心理相談	600 人	延べ相談件数 2,000 人
	—	心理職による専門的支援を SW と一体となっていく
関係機関連携	100 件	学校訪問等、療育機関、医療機関等
	100 件	事業開始に向け、横浜市教育委員会、市立中学校、地域の医療機関等と連携した支援を実施できるよう進める。
グループ活動	延べ 80 人	16 回実施 (5 人×1 クール 8 回×前期、後期 学齢後期対象)
	延べ 80 人	40 回 (グループ月 2 回、フリー月 1 回、女子グループ各月)
家族勉強会	100 人	講演会 (会場開催、オンデマンド配信)
	50 人	講演会 (会場開催、オンデマンド配信)

## 2 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象とし、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け、以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

当センターは利用希望者の増加により、年々待機期間が長期化している。相談室みなとと連携しながら、診療を伴わない相談対応の充実についても検討を進める。

### (1) 主な取組内容

- ①センターにおける診療と相談、相談室みなとにおける相談と医療相談
- ②家族を対象とした勉強会等の実施
- ③学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④相談後の処遇、および研修会の実施等

### (2) 診療相談

- ・小児療育相談センター：中学生、高校生等 約 1,700 人（延べ5,000人）
- ・相談室みなと：中学生、高校生等 約 300 人（延べ1,100人）

### (3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするため、学校、方面別教育事務所や児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・小児療育相談センター：支援生徒数：約 40 人  
連携支援件数：約 100 件
- ・相談室みなと：支援生徒数：約 40 人  
連携支援件数：約 100 件

## 3 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

小児療育相談センター児童精神科、小児眼科では積極的に障害児・者の診療を行っている。在宅障害児・者の児童精神科診療、療育に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー、小児眼科視能訓練士の人件費の一部を、横浜市の補助金によって運営する。

## 4 社会貢献（地域における公益的な取組）

小児療育相談センターにおいて、実習指導者講習会修了者を配置し、福祉系学部がある大学等からの社会福祉職希望者の実習生を受け入れる。

## 小児療育相談センター 小児眼科部

### 【事業部目標】

#### 1 眼科受診件数の維持と安定的なスタッフの配置（継続）

- ・年間約 6,000 人（延べ受診者数）の診療を安定的に行うための医師、スタッフの適正な配置を確保する。
- ・多様な障害児・者の行動や心情の特性について理解を深め、より良い眼科診療を提供するために職員一人ひとりの能力向上に取り組むとともに、検診事業部とも協働し、部内の応援体制を組むなど診療体制の充実に努める。

#### 2 スタッフの人材育成と医師の確保

- ・スタッフに対する発達障害児・者の理解への取組を進め、障害児診療の様々なリスクに備える。
- ・横浜市立大学医局から派遣される医師への教育指導を継続する。

#### 3 情報管理の見直しと改善

- ・電子カルテ導入に伴う個人情報の取り扱いについて、適宜必要な見直しを図るとともに効率的な予約管理に努める。

#### 4 視覚認知検査・トレーニングの継続と地域における公益的な取組

- ・視覚認知検査・トレーニングを引き続き実施し、書字・識字等に困難を抱える方へのニーズに対応する。
- ・川崎市域における療育センター通園児への定期的な眼科検診・検査を行うなど、地域のニーズに応える取組を実施する。

### 【事業計画】

#### 1 診療体制

- (1) 診療日：週3日（月・水・木）、2外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）  
 視覚認知：火曜日、金曜日（第1・2・3は2枠）、OT 枠第1・3・4火曜

	月	火	水	木	金
午前	2 外来	視認	2 外来	2 外来	視認
午後	1 外来	視認	2 外来	1 外来	視認

#### (2) 利用者数

令和6年度実績 実人数：3,055 人（初診 580 人・再診 2,469 人）延べ人数 6,758 人  
 ※初診のうち、約 60%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児。

	R6 年度	R7 年度 (予想)	R8 年度 (見込み)
初診	580	500	500
再診	2,469	3,401	3,000
計	3,055	3,901	3,700
延べ人数	6,758	6870	6,600

(3) 視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	74人(延人数)
トレーニング実施人数	61人(実人数)
トレーニング実施回数	165回

※令和7年12月末現在

- ・初診児の主な診断名
  - ①屈折異常：近視、近視性乱視、遠視等
  - ②弱視：屈折性弱視、不同視弱視等
  - ③斜視：外斜視、内斜視等
  - ④その他疾患：睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障等

**2 職員体制**

- ・医師、視能訓練士、看護師等 計12人(常勤、非常勤)

**3 社会貢献(地域における公益的な取組)**

- ・川崎市南部地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診、視力検査の実施
- ・川崎市北部地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診の実施
- ・川崎市中央地域療育センターにて通園利用者に向けた眼科検診の実施

## 小児療育相談センター 検診事業部

### 【事業部目標】

#### 1 横浜市3歳児健診における屈折検査の本格実施

- ・横浜市3歳児健診での屈折検査※について、令和7年9月からの6区での試行実施を経て、令和8年4月から全市18区での本格実施を行う。横浜市及び各区との密な連携のもと、試行で培ってきたノウハウを最大限に活かし、弱視等の早期発見、早期治療の質的向上を目指していく。

※屈折検査…近視・遠視・乱視の有無など屈折異常のタイプと程度を判断する検査。いわゆる視力検査とは別に、コンピューター化された機器(オートレフクラフトメーター)などを用いる。主に視能訓練士や医師等が操作にあたる。

- ・屈折検査を円滑な実施するため、検査に関わる全職員が適切な測定を行える体制の構築を目指す。そのため、検査技術の習得を進め、事業部全体で円滑な対応が可能となる整備を図る。また、新たに加わる検査員には個々の理解度や経験に配慮しながら、丁寧な指導体制のもと、実践を重視したOJTを行なう。
- ・横浜市3歳児健診への参画に加え、これまで通り神奈川県域21市町の視聴覚検診事業も継続する。検査体制については状況に応じて適宜見直しを行い、人員配置の効率化、業務整理、役割分担の明確化を進め、安定的かつ継続的な運営を目指す。

#### 2 人材育成の推進

- ・人材育成を重要な柱と位置づけ、OJTを中心に育成体制を整え、事業部全体のスキル向上と安定した業務運営につなげていく。

#### 3 情報管理の徹底

- ・業務上取り扱う個人情報の多くが「紙媒体」であることを踏まえ、作成・移送・保管・廃棄に至るまでの管理を徹底。併せて情報漏洩や紛失等に対する危機意識を高め、適切な対応体制の強化を図る。

### 【事業計画】

#### 1 県域3歳児視聴覚検診事業（神奈川県域市町・川崎市委託事業）

母子保健法及び同法施行規則に基づき、市町村の3歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実にを行う。

- (1) 一次調査：R8年度は21市町において約24,000人の検診を行う。
- (2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚29.8%（7,227人）、聴覚25.5%（6,180人）の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。（推計）

県域市町別検査予定数

(R7年1月1日現在人口統計による)

平塚	1,555	秦野	784	葉山	159	中井	42	山北	28	真鶴	21
鎌倉	945	大和	1,867	寒川	339	大井	114	横須賀	1,941	合計	
小田原	1,080	伊勢原	638	大磯	183	松田	53	藤沢	3,122	24,322	
逗子	333	南足柄	165	二宮	130	開成	155	川崎	10,668		

## 2 横浜市3歳児視聴覚検診事業（横浜市委託事業）

横浜市の幼稚園・保育所（施設数：横浜市 1,227）に在園している3歳児（児童数：約 24,500人）を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導につなげる。

家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数（R7年1月1日現在の実績による）

	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
横浜市	24,500人	5,780人（23.6%）	5,328人（26.6%）

## 3 横浜市3歳児健診屈折検査（横浜市委託事業）

横浜市3歳児健診における屈折検査を全18区開始

- ・（令和7年9月～）先行実施6区（南・港南・港北・金沢・青葉・泉）
- ・（令和8年4月～）12区（鶴見・神奈川・中・西・保土ヶ谷・瀬谷・緑・栄・旭・磯子  
戸塚・都筑）
- ・ 対象人数予定：約 24,000人

## 4 職員体制

視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計 21人（常勤、非常勤）

## 子育て事業部

### 【事業部目標】

#### 1 事業の発展と健全経営

- ・座間市子育て支援センターについて、令和7年度上半期に運営法人選定が行われ、令和7年度から9年度までの3か年契約を締結した。令和8年度は、松田町子育て支援センター等の運営法人選定が予定されている。
- ・子育て支援センターについては、就労家庭の利用しやすさもあり、自治体からの土曜・日曜の開所に係る要請が高まっており、契約形態についても、随意契約から指定管理制度や公募型入札方式への変更が進んでいる。これらの状況に柔軟に対応し、今後も法人の「子育て支援の理念」とこれまでの取組や運営実績をアピールできるよう準備を進め、事業の継続・発展を図る。

#### 2 人材確保と人材育成

- ・質の高い人材の確保と定着のため、賃金引き上げなど職員の処遇改善を行う。また、柔軟に給与の改善が行えるよう、「子育て支援活動アドバイザーの就業及び給与に関する規則」の改正を行う。
- ・子育て事業所間における人材交流の促進や、様々な内外研修の機会を提供することなどにより、人材育成を図る。
- ・引き続き職員の処遇改善を図るため、予算措置を含め各自治体との協議を進める。

#### 3 地域における公益的な取組

- ・利用者からの要望等について、地域の子育て関係団体、関係者やその支援グループなどへ地域の課題として共有を図る。
- ・学生等実習生や地域関係機関等の関係者視察・見学の受け入れ。
- ・そのほか、地域の中での公益的な取組に率先して取り組む。

#### 4 情報セキュリティ・IT化の推進

- ・ヒヤリハットの共有時や研修等の場において、適宜情報セキュリティの重要性を職員に徹底する。
- ・各自治体とも協議を進め、各事業所のIT環境整備と、SNSを活用した情報発信力の強化に取り組む。

### 【事業計画】

#### 1 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業、つどいの広場事業）

（県域4市4町委託事業）

子育てアドバイザーを配置して、親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、各種支援活動を展開し、ニーズの対応に努めていく。

- ・支援センターの運営8か所
- ・つどいの広場の運営7か所
- ・アドバイザー配置数64人（令和8年1月1日現在）

※「つどいの広場」とは支援センターと同様に運営される事業（週3回程度開設）

表 - 1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	藤沢	秦野	座間	寒川	松田
人口 (R8年1月)	54,804	443,283	159,748	131,864	48,220	10,212
支援C (つどい) 箇所数	1(0)	1(1)	1(6)	1(0)	1(0)	1(0)
アドバイザー配置数 (R8年1月)	7	10	19	7	6	4
R8年度来所人数見込	9,500	10,000	25,000	10,500	9,300	7,300
	山北	開成				合計
人口 (R8年1月)	9,105	18,714				875,950
支援C (つどい) 箇所数	1(0)	1(0)				8(7)
アドバイザー配置数 (R8年1月)	4	7				64
R8年度来所人数見込	6,000	12,300				89,900

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

## 2 横浜市地域子育て支援拠点事業 (鶴見区、磯子区委託事業)

- ・磯子区拠点は、令和7年度より区の独自事業として拠点の日曜開所事業を受託し、月1回程度実施中。
- ・鶴見区拠点、及びサテライトは第4期5か年の4年目となり、引き続き区や地域と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、様々な背景を持つ親子への積極的な支援に努める。
- ・両区とも横浜子育てサポートシステムにおいて、利用者の負担軽減の取組を進めるとともに、会員拡大に向けて広報に努め、事務事業の効率化を図る。

表 - 2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口 (R8年1月)	298,842	163,994	462,836
アドバイザー配置数 (R8年1月)	28	17	45
R8年度子育て支援拠点来所人数見込	26,000	15,000	41,000
R8年度子育てサポートシステム活動件数見込	4,500	3,600	8,100

## 3 ファミリーサポートセンター事業 (県域市町委託事業 3市3町)

- ・藤沢市をはじめ、県下3市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時預かり活動をとおして、仕事と育児両立のための支援を行う。また、在宅の養育者(専業主婦等)の託児ニーズにも広く応え、子育て家庭の負担軽減を図る。
- ・地域子育て支援の重要なセーフティネットであることを踏まえ、会員同士が安心して活動できるよう調整し、積極的な運営を行う。
- ・アドバイザー配置数：26人(令和8年1月1日現在)

表 - 3 ファミリーサポートセンター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	秦野	寒川	松田	開成	合計
人口 (R8年1月)	54,804	443,283	159,748	48,220	10,212	18,714	734,981
アドバイザー配置数(R8年1月)	4	9	5	3	2	3	26
R8年度活動件数見込	2,000	9,500	5,100	2,600	900	350	20,450

#### **4 社会貢献（地域における公益的な取組）**

- ・将来の子育て支援人材の育成のため、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。
- ・地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となれるよう、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるよう、視察や見学を積極的に受け入れる。

#### **5 その他**

- ・子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布。

# 横浜市東部地域療育センター

## 【施設目標】

### 1 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・人材育成委員会を中心に、人材確保後の安定的な組織運営を図るため、経験に応じた階層別研修を内部で計画・実施する。
- ・IT化・システム化に対応した人材育成や業務の効率化に取り組む。
- ・個人情報をはじめとする情報管理の安全性に配慮した環境整備を行う。
- ・健康相談、ストレスチェック、面談の実施など職員の心身の健康増進に取り組む。

### 2 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・中期経営計画等に沿って、適宜、診療所や通園の事業について運営状況（利用料金収入や診療報酬、職員体制）の確認・分析を行い、必要の都度改善と効率化（診療枠、通園枠、人材、稼働率向上等の見直し）を図る。
- ・委託契約及び備品購入、修繕等の経費削減の取組を継続し、優先順位を付して予算執行状況に応じた計画的な運用を図る。

### 3 一次支援の拡充および利用者増や地域支援に対する取組

- ・ひろば事業や各種講座、専門職による個別相談を着実に実施し、保護者に寄り添いながら柔軟に相談へ対応する。また、初診前後の支援を多岐にわたり充実させることで、利用者の不安感の軽減や、その後の迅速な対応を可能にする。
- ・2区の地域子育て支援拠点において、保護者向け講座や子育てサポートシステム提供会員に向けた講座を継続するなど、地域への間接的な支援をとおして地域連携の強化に努める。
- ・ソーシャルワーカーを中心に、地域の児童発達支援事業所へ巡回訪問を行うなど、今後の地域支援の促進に向けて、手法の検討を重ねながら試行を継続していく。
- ・早期療育科では、現行の4か月クール制で対象年齢を拡大し（2～5歳児）、家族の育児や暮らしへの支援を行うと共に、希望者には卒会後のフォロークラスを継続実施し、相談支援の場を提供する。
- ・通園課では通園希望者の増加に対応するため、併行通園クラスを増設して利用定員の拡大を図る。また、親子通園利用者を対象に、市のモデル事業として保育職による併行通園先の保育所等への訪問（アウトリーチ）を行い、情報共有や連携強化等の地域支援に取り組む。
- ・外国に繋がる子どもや保護者の増加に対応できる通訳を育成するため、通訳者に向けた発達障害や制度等に関する簡単な研修を実施するなど、意思疎通の円滑化に努める。

### 4 電子カルテ・グループウェアの導入と構築

- ・電子カルテの本格導入後の業務について見直しを行い、最適な運用方法を構築する。
- ・グループウェアを活用し、業務の効率化と情報共有の円滑化を図る。

### 5 地域における公益的な取り組み

- ・専門職による保育所等訪問支援事業を充実させていくと共に、多職種によるチーム単位での出張サポートや講座を拡大することで、職員の専門的なノウハウを積極的に地域に還元し、地域の保育へ支援を行う。
- ・家族や学生等、地域に向けて幅広く福祉に関する情報を提供するよう努める。
- ・地域の中で利用者が安心して過ごせるように、教育・医療・福祉機関との連携を含め、ライフステージに応じた相談支援を行う。

## 【事業計画】

### 1 診療部門

発達の遅れや障害が疑われる子どもを対象に、診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に応じた、生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

#### (1) 診療科目

- ・「児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
- ・初診 900～1,000 人、再診 12,000～13,000 人

#### (2) 個別療育・訓練・早期療育科

- ・医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能評価・訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価、家族支援プログラムを行う。
- ・早期療育科では2～5歳児を対象に、4か月クール制の集団療育を継続する。また、4か月グループを利用した方の中で、希望者には卒会児グループとして親子で通うフォローグループを開催し、相談支援の場を提供する。

※年間で新規クラスに216名、卒会児クラスに100名ほどの受け入れ予定。

### 2 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣や豊かな人間関係の育成のため、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

#### (1) 令和8年度 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

#### (2) クラス編成

①障害種別、年齢や療育経過などを考慮し、クラス編成を行う。

②概ね3・4歳児は親子通園とし、4・5歳児は単独通園とする。

※ただし、療育年数や子どもの状態により、親子登園とする場合がある。

－親子通園（療育経験が初めての3、4歳児）

－単独通園（単独通園の継続、親子通園や早期などから移行した4・5歳児）

#### (3) 年間行事・保護者プログラム

- ・行事 — 入園式、卒園式、運動会、参観週間、その他季節行事
- ・保護者プログラム— 勉強会、懇談会、個人面談、試食会
- ・その他 — プール、避難訓練（地震、火災、津波等）
- ・親子参加プログラム（家庭や地域に般化するためのプログラム）
- ・健診 — 内科健診（前・後期）、歯科健診（前・後期）、耳鼻科健診、尿検査

#### (4) 併行通園先等の訪問

職員が親子通園利用者の併行通園先へ訪問（モデル事業）を行い、情報の共有と連携強化を行う。年間40日程度実施予定。

### 3 児童発達支援事業所「わかば」

#### (1) 対象と利用児童数

- ・概ね3・4歳児を対象とした親子療育を行う。
- ・在籍児童48名（1クラス6名×8クラス）。

#### (2) 年間予定・保護者プログラム

- ・1教室につき週4日で療育を提供し、1日を巡回日として設定する。
- ・週1回の通所頻度で1年契約。1回3時間の親子療育プログラムを行う。
- ・保護者勉強会、懇談会、個別面談などの保護者プログラムの提供を行う。

#### (3) 併行通園先等の訪問（年間40日程度実施予定）

- ・職員が併行通園先へ訪問を行い、情報の共有と連携強化を図る。

#### 4 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などに関する相談を、電話や面接で実施。  
(新規申込み 900~1,050 件、延べ相談件数 10,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化のため半日で実施  
(年間 250 回、延べ相談件数 2,300 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。  
(対応件数 2 区で延べ利用人数約 120 件)
- (4) 地域支援：訓練会の支援を行うほか、学童保育等の関係機関や幼稚園・保育所向け研修の充実を図る。要支援児が多数在籍する園に対し、チームでの訪問支援を継続する。  
また、2 区の地域子育て拠点での保護者向け講座を継続する。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会や、講座、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (35 校、延べ 40 回) へのコンサルテーションや、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：  
各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所や教育委員会等との連携を図る。  
また、地域の児童発達支援事業所への訪問も継続的に試行していく。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：  
知的発達の遅れのない発達障害がある 5 歳児、並びに保護者を対象とする。定員と頻度は、日々 2 クラス 12 人、在籍児 60 人に対し、月 2 回~週 1 回のグループ療育を行う。また、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：  
保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう、専門的・個別的なアウトリーチ支援を、従来の巡回相談と併せて継続実施。
- (10) 障害児相談支援事業：  
当センターの児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。当該支援の利用者約 250 人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：  
療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：  
鶴見区の相談支援拠点である相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能をより強化すると共に、ひろば事業や講座、及び専門職の個別相談による子育て支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザや当センターを利用した出張ひろばを継続する。運動障害児に対するひろばも運営していく。

#### 5 その他の事業

- ・初診待機解消モデル事業「学齢児への初診体制の整備による対策」
- ・地域ニーズ対応事業としての「鶴見区、神奈川区で増加している外国にルーツを持つ子どもたちの保護者支援を円滑に行うための通訳者利用事業」

## 6 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営管理(事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食)
- ・委託契約の締結と協議(給食提供、通園バス運行・管理、庁舎管理・修繕及び清掃)等
- ・監査への対応(実態調査・外部監査)
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・苦情解決の受付と対応
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・事故対応と報告
- ・情報公開(自己情報開示)の対応
- ・総合防災訓練の実施(年2回)及び非常時(感染症予防対策)の対応
- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・会議、委員会、研修などの調整
- ・東部療育ビル5施設の連絡調整
- ・IT化の推進(就業管理、請求事務、オンライン認証、電子カルテ、グループウェア等)
- ・第三者評価の実施とサービスの自己評価及び事業概要の公表

## 7 職員体制

- ・所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤(医師含む)計約130人

## 8 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受け入れ
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座(要配慮児研修)を開催
- ・鶴見区・神奈川区の小学校教員向けの「読み書き困難児の相談会」を実施予定

# 横浜市中部地域療育センター

## 【施設目標】

### 1 一次支援事業及び地域支援事業の拡充

- ・「ひろば事業」は希望者の事情等に合わせて、開催設定は臨機応変に対応する。「個別相談」は心理職に限らず、相談内容によって保育職やソーシャルワーカーも入り多職種での相談支援を行なう。
- ・地域の子育て支援拠点や児童発達支援事業所との連携を図る。
- ・幼稚園・保育所や学校のニーズを捉えて、アウトリーチによる連携を強化するほか、家庭の事情等でセンターへの通所が困難なケースでは保育所等訪問支援を提供する。

### 2 人材の育成

- ・センター設立30周年を機に、新しい理念「ともに育つ」を掲げ、互いに理解し支え合う横の繋がりを強化し、所属意識を高める目的で、年間を通じた全体研修プロジェクトを実施していく。
- ・新人・異動者のオリエンテーションを充実させ、仕事環境への適応をサポートしていく。

### 3 経営基盤の強化

- ・各業務システムの活用や業務フローの見直しを行い、事務作業工数を軽減することで、利用者サービスの時間確保や質の向上を図る。
- ・中期修繕計画を策定し、計画的な工事発注と予算執行を行う。

### 4 地域における公益的な取り組み

- ・幼稚園・保育所、学校等教育機関や地域関係機関等を対象とし、センター職員による講座・勉強会などを行い、地域機関・地域住民に学びの機会を提供する。
- ・地域の主要な医療機関及び横浜市小児科医会との医療連携を推進する。
- ・横浜市の子ども家庭支援事業に対して、他機関とも連携しながら協力していく。

### 5 サービス向上と適正化等に向けた取組

- ・「エビデンスに基づくメンタルヘルス支援」を継続・充実させ、保護者に対しては、「CARE」の考え方をういた医師や心理士による助言指導・心理的支援等を通じて、子どもとの関係性の改善を図る。
- ・また、子どもに対しては、「超早期療育（JASPERプログラム）」を積極的に実施し、集団療育利用前の子どもに関する対人関係の発達支援等に取り組む。
- ・ウェブ勉強会コンテンツの充実化を図り、基礎知識・情報にアクセスしやすくする。

## 【事業計画】

### 1 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に、評価・診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に応じた生活を、家庭や社会で送れるよう支援を行う。

#### (1) 診療科目

- ・児童精神科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
- ・初診 650人～700人、再診 9,500人～9,800人

#### (2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

- ・医師による診断、治療、補装具や摂食の相談。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能評価・訓練・指導。
- ・心理士による心理発達検査、心理面談、超早期個別療育や保護者向けの各種勉強会・ワークショップ等。
- ・早期療育科では、児童指導員を中心に他の専門スタッフと多職種連携を取りながら、親子のグループ活動を通じて、子どもの生活面や発達面の支援、及び保護者自身の支援を丁寧に行い、より良い親子の関係作りを目指す。

## 2 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援や子ども理解の支援、地域での生活支援を行う。

### (1) 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

### (2) クラス編成

子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。

#### ①親子通園：週1日、各クラス定員9人で4クラス開催。計36人。

対象は早期卒、未療育の3・4歳児。

#### ②単独通園：週5日、各クラス定員6～9人で4クラス開催。計33人。

対象は未療育、早期卒、通園卒の3、4、5歳児

#### ③単独併行通園：

週1日、各クラス定員9人で6クラス開催。計54人。

対象は早期卒、通園卒の5歳児22人、4歳児32人。

### (3) 年間行事

入園オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練等の実施。

## 3 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業や福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

### (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

－新規申込み 700件、延べ相談件数 3,000件

### (2) 障害児相談支援事業：

当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に対して障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約190人を予定。

### (3) 特定相談支援事業：

療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

### (4) 巡回相談：保育所・幼稚園・地域訓練会等から依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

－年間延べ 250回 延べ相談件数 1,800件

### (5) 保育所等訪問支援事業：

高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけではなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行う。30名に年3回を目途に実施する。

- (6) 学校支援：エリア内の学校（25校 延べ60件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) 地域支援：地域住民や関係機関への啓発講演会の開催。
- (8) 各区療育相談：
  - 各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
  - 一対応件数 3区合計 120件
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：
  - 各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：
  - 知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者が対象。定員は2クラスで1日12人、週48人となり、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1クラスにつき年8回の保護者勉強会・年3回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

#### 4 その他の事業

保護者支援及び児童支援を両面から強化することを目的に地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。

##### ①保護者支援：

CARE(Child Adult Relationship Enhancement)の考え方をういた保護者支援を行う。センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。

##### ②児童支援：超早期療育（JASPER プログラム）に基づく指導を継続する。主に集団療育が困難な事例を対象に、確立された「遊びを通じた個別療育」を心理士が外来で行う。このJASPERプログラムが実施できる心理士の養成にも力を入れ、チーム全体の質の向上を図る。

- ・センター利用児童のきょうだい児を預かる事業として、「まるっと」を委託により実施。

#### 5 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・施設業務効率化

#### 6 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、及び事務等の常勤・非常勤（嘱託医師含む）約100人。

#### 7 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・保育士や社会福祉士を目指す学生、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティアや見学者を受け入れる。
- ・教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。
- ・横浜市の子ども家庭支援事業に対して、他機関とも連携しながら療育センターとしても協力していく。

# 横浜市南部地域療育センター

## 【施設目標】

### 1 人材の育成

- ・子どもたちの安全確保と所属間相互の負荷軽減を図るため、特に集団療育に当たる職員欠員時の対応については、即時の補充対応に並行し、緊急避難的に課間の応援を実施するなど、センター全体で利用者を支える体制を維持する。
- ・専門性の向上に向け、エビデンスに基づいた研修等を実施する。また、人材育成委員会では階層別研修や全体研修の企画を検討し実施。職員みんなで考え、自分の意見を伝え、認め合うことを目的に、職種間の相互の交流促進に繋げる。

### 2 すみやかなサービス提供への取組

- ・初期支援では、「相談ルームいろは 金沢文庫」での「ひろば事業」や心理職による個別相談を実施する等引き続き拡充に努める。
- ・地域子育て支援拠点や地域活動ホーム、地域ケアプラザ等関係機関との連携事業を拡充し、地域の中で子どもの発達について気軽に相談できる場を提供する。
- ・初診後のサポート態勢の一つとして、ワークショップ形式で、子どもへの基礎的な対応スキルを学ぶ「家庭療育セミナー」を開催し、保護者の不安解消を図る。
- ・初診時に言語未獲得と思われる2歳児等を対象として、「こぐまくらぶ」を実施するなど集団療育開始前の個別指導等に取り組む。

### 3 柔軟な療育システムの構築

- ・共働き家庭の増加等による併行通園ニーズの増加へ対応するため、集団療育のクラス編成の柔軟な運用を図るとともに、支援プログラムを適宜見直す。
- ・親子療育のあり方を見直し、より利用者ニーズの合わせた支援体系を検討する。

### 4 経営基盤の強化と施設の管理運営

- ・電子カルテ導入によりさらなる業務IT化を推進し、関連業務の効率化を図るとともに、個人情報管理・運用を見直し、万が一の事故発生時においては、対応マニュアルによる迅速かつ適正な対応を行う旨、全職員に徹底する。
- ・収支予算、実績等の進捗状況管理のため、月次の結果を所内で共有し、課題等がある場合には原因と対応の検討を行う。
- ・節電対策、業務の効率化を図り時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品の更新を推進し、設備改修や大規模修繕等については、優先順位を付けながら計画的な執行を図る。

### 5 地域における公益的な取組

- ・地元地域との顔の見える関係づくりを進めるため、近隣施設とともに地元杉田5丁目の合同イベントへの参画や「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施する。
- ・地域支援の取組として、学校教職員を対象として行っていた公開療育について、新たに地域の障害児通所支援事業所を対象として拡大実施する。
- ・幼稚園や保育所の教職員向けに、療育の現場を直接目にさせていただく機会として「キラッとオープンデー」を開催するなど、地元関係者と療育の知見とセンターの取組について広く共有する場を積極的に設けていくほか、実習生・ボランティア等の受け入れを継続実施する。

## 【事業計画】

### 1 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

#### (1) 診療科目

- ・ 児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来。
- ・ 初診 600～650 人、再診 2,500～3,000 人。

#### (2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

- ・ 医師による診断、治療、補装具の相談。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。
- ・ 心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成。
- ・ 早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を実施。

### 2 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように支援するため療育を行う。

また、地域支援として、併行通園クラスではクラス担任による巡回訪問を実施。学校教職員向けの公開療育は夏休み期間に実施し、12 月に障害児通所支援事業所を対象に実施する。

#### (1) R 8 年度利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	126	60

#### (2) クラス編成

- ①安全面を第一に考慮し、障害種別や年齢に拘らず柔軟にクラス編成を行う。親子通園は 6 クラス、単独併行通園（週 1 日）は 4 クラス及び単独週 5 日通園は各 4 クラスを設置。対象児は 3 歳児～5 歳児。
- ②親子通園の希望者が多かったため、令和 7 年度の 5 クラスから 6 クラスとした。単独併行通園クラスは 4 クラスとするが、安全面を考慮し運動障害児 1 名を週 5 日クラスにて対応することとした。単独併行通園児には一律巡回訪問支援を実施する。

#### (3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、療育参観、家庭訪問、遠足、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等の実施。

### 3 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

#### (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

－新規申込み 600 件、延べ相談件数 5,000 件

#### (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等から依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

－年間延べ 150 回、延べ相談件数 1,500 件

#### (3) 各区療育相談：

各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

－対応件数 磯子区 40 件、金沢区 40 件

#### (4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。

- 「こどもの発達支援セミナーキラッと」の運営。
- (5) 家族支援：一療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等の実施。
    - ー子育て支援事業「ありんこ」、心理個別相談「てんとうむし」の運営。
    - ーセンター内での「保護者向け学習室」への参画、取りまとめの実施。
    - ー学齢児向け支援の実施に向けて検討の実施。
  - (6) 学校支援：エリア内の学校（24校、延べ70件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
  - (7) その他相談事業、他機関との連携：
    - 各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
  - (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」
    - 知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者が対象。定員は2クラスで1日12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
  - (9) 保育所等訪問支援事業：
    - 専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。訪問支援員の育成も含めて支援対象ケースの拡充を検討する。
  - (10) 障害児相談支援事業：
    - 障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者190人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援（利用計画等）を行う。
  - (11) 特定相談支援事業：
    - 療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

#### 4 一次支援事業所 相談ルーム「いろは 金沢文庫」

相談体制の強化及び、初診前・集団療育開始前の一次支援として初回面談、ひろば事業、心理個別相談を実施。

- (1) 初回面談は、申し込みから概ね2週間以内に実施。主に金沢区在住の保護者及び、ひろば事業の対象となる保護者を中心に実施。
- (2) ひろば事業は、初診前後の保護者の不安軽減を目的に、保護者の相談に対応し、遊びを中心とした親子交流の支援を行う。児童精神科初診前及び集団療育開始前の0～5歳児とその保護者が対象。又、センター内でのひろば事業を月4回程度の頻度で実施。
- (3) 心理個別相談は、ひろば事業と同じ対象で個別に心理士が相談を行う。一次支援事業所とセンターで実施し、年間で150名の利用を見込む。
- (4) 他関係機関（福祉保健センター・子育て支援拠点や地域活動ホーム、地域ケアプラザ等）と連携し、地域の中で子どもの発達について相談できる場の拡充を図り、療育センター申し込みの有無にかかわらず勉強会や事業協力にて支援を行う。

#### 5 地域ニーズ対応事業等

- (1) 地域支援サービス強化事業「保育所等訪問支援事業の対象を拡充・地域支援者向けセミナーのシステム検討・各連携機関の希望に合わせた研修等の実施」（継続）
- (2) 地域ニーズ対応事業「学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消」（継続）

(3) 家庭療育セミナーの開催

心理士・看護師が定期的に講義・ワークショップ方式で保護者等に基礎的な子どもへの対応スキルを学んでいただく「家庭療育セミナー」を年間2クール（1クール4講座）開催（継続）

**6 管理部門**

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市こども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供（委託）、通園のバス送迎（委託）、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

**7 職員体制**

- ・所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計90人

**8 社会貢献（地域における公益的な取組み）**

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」へ参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭等）向け研修会の実施
- ・通園課で行う公開療育は、多職種の講義も含めたセンター全体の取組みとして実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園兄弟妹保育、保育補助、教材作成）

# 川崎西部地域療育センター

## 【施設目標】

### 1 新たな相談フローにおける適切な支援体制の整備

- ・一次的な窓口として「子ども発達・相談センター」の開設後、地域のニーズに対して肢体不自由、知的な遅れ・発達の偏りが明らかなお子さんと、その疑いのあるお子さんとで相談のフローが整理されてきており、円滑な利用に繋がっている。引き続き新規申込者には迅速な面談を実施し、保護者のニーズに応じて、診療・検査等が提供できるよう努める。
- ・地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関として機能の強化を図る。特に、地域の幼稚園、保育所、学校への支援や、障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所等）への支援の強化、医療的ケア児の相談支援（障害児相談支援含む）の強化に向けて、人員配置や支援の方法について所内で検討を進め、体制を構築する。
- ・通園部門では、医療的ケア児のスコアに応じて看護師を配置し、安心安全な支援を提供するとともに、リフト付通園バスの運行によりセンターへのアクセスを支援する。
- ・共働き家庭の増加等による併行通園ニーズへの対応としてクラス編成の検討や、人員体制の柔軟な運用による支援内容の見直しを実施する。

### 2 ニーズに柔軟に対応できる人材の育成、子どもの権利保障及び各種計画への対応強化

- ・研修等の受講により各々の専門職のスキルアップを図り支援の質を向上させるとともに、経験に関わらず個々の職員の強みに注目し、お互いに学びあえる関係性を重視した人材育成を行う。また、法人の階層別研修、業務上必要となる資格の研修など、職員の経歴・経験に応じた研修を確実に受講するなど、支援体制の基盤を整える。
- ・子どもの権利保障に関して引き続き重点課題として取り組み、所内の虐待防止委員会、身体拘束防止委員会の開催や、地域の要保護児童対策地域協議会等への参加を継続する。
- ・利用者と職員の安全確保を第一として、事業継続計画、感染対策、安全計画の職員への周知徹底と研修訓練を実施する。

### 3 職員が安心して業務に取り組める環境と適正なサービス提供のための業務フローの整備

- ・ハラスメント防止研修の受講等による職員の心理的安全性を考慮した職場環境作りへの取組を実施する。
- ・グループウェアの活用をすすめ、法人のワークフローシステムの構築への協力など引き続き業務の効率化を図る。

### 4 経営基盤の強化と適切な施設運営、建物・設備等の維持・管理等の推進

- ・更新済の通園バスの運用状況を元に、残り2台のバスの更新について仕様の検討を行う。
- ・屋上防水および外壁に関する大規模修繕工事について、法人本部の協力を得ながら施工状況の確認を行う。
- ・診療報酬の改定に対応するとともに、引き続き障害福祉サービス報酬の適切な請求に努め、収入の最大化を図る。
- ・カルテなどの個人情報の適切な管理について、部署を横断して検討を行い、安全で効率的な保管方法を模索する。

### 5 児童福祉・社会福祉の推進に資する地域貢献・社会貢献の充実

- ・地域に開かれた施設を目指し、地域住民向けの講演会の実施、民生委員・主任児童委員等の視察受入等を実施。
- ・地域の福祉系学部の学生など関係機関からの研修生、教育機関からの実習生等の受入より福祉業界人材の育成と発掘をする。

## 【事業計画】

### 1 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象として、成長発達に伴う変化を見すえた評価、診断、発達支援を行う。

#### (1) 診療科目

小児精神科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来

【総件数】初診 540 人、再診 10000 人

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
2,000 人	2,500 人	2,000 人	2,000 人	該当予定なし

#### (2) 外来療育等

心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、及び看護師が子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育、個別療育、在宅患者訪問リハビリテーション、保育所等訪問支援、居宅訪問支援や環境調整等を行う。

(人数：診療報酬ベース)

#### (3) グループ療育（診療報酬）

地域の現況やニーズに合わせて内容や頻度を適宜見直しを実施。

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人
運動遅滞系初期グループ	月 1 回	1 クラス	8 人	80 人

### 2 通園部門

個々の障害に配慮しながら、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5 領域の支援を基本とした「個別支援計画」を作成し、それぞれのニーズに応じた専門的な療育支援を行う。また、保護者支援についても、勉強会や先輩保護者を囲んでの経験交流会を行うなど、ニーズに応じた支援を展開する。幼稚園・保育園との連携を図りながら、小学校への引継、公開療育・講座を実施し、地域の関連機関への移行支援と技術支援を行なう。

#### (1) 利用児童数

利用種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター (知的障害児・肢体不自由児・医療的ケア児等)	141 人	60 人
計	141 人	60 人

#### (2) クラス編成

利用者ニーズに柔軟に対応するため、4・5 歳児の単独通園クラスを週 5 日、週 2 日通園クラスに加えて、新たに週 3 日通園クラスを 1 クラス開設する。

①年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。

②2 歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、安心・安全な療育環境で「個別支援計画」を実践できるように、少人数クラスによる療育を実施する。

#### (3) 年間行事

入園式、懇談会、勉強会、個別療育面談、家族参観、遠足、お楽しみ会、卒園式や避難訓練等の実施。

### 3-1 地域支援部門

#### (1) 福祉相談室

- ・所内の診療所、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業や外部の関係機関と常に連携し、利用児の家庭生活、地域生活や進路等のライフステージに沿った相談支援を行う。

- ・児童福祉法に基づく地域の障害児の健全な発達について、中核的な役割を担う機関（中核機能）として、地域の関係機関へ支援を行う。またそれを担える人材育成を行う。
- ・相談支援事業所として、対象者に計画相談支援を行う。

①令和8年度新規利用申込見込み 約450人

②巡回訪問

保護者からの希望、幼稚園・保育所・学校からの依頼に応じて巡回訪問を行う。訪問では利用児の様子を見させていただき、必要であれば療育的工夫をお伝えしている。保護者にも訪問の様子をお伝えしている。

－令和8年訪問見込み 約100か所 対象者数 約250人

③関係機関との連携

地域みまもり支援センター（宮前区役所・多摩区役所）と常に連携しながら業務を行っている。また年に2～3回の連携会議において、互いの統計数や業務内容の確認や紹介児童の情報交換を行う。その他、市所管課、医療機関、川崎市内療育センター、総合教育センター、児童相談所、通級指導教室、中部・北部基幹相談センターや、中部・北部リハビリテーションセンター等の各関係機関との定期的な会議や情報交換を行っている。

④地域支援

地域力向上を目指し、巡回訪問に加えて、幼稚園・保育所や学校へ療育講座を開催する。

また、発達相談支援コーディネーター連絡会については企画段階から携わり、宮前区・多摩区それぞれの川崎市こども未来局保育・子育て推進部子育て総合支援センターと連携している。連絡会では研修講師等を担っている。

－令和8年度療育講座参加者見込み 約100人

⑤家族支援

利用者の家族に対し、相談、保護者学習会を行う。

⑥就学・学校支援

総合教育センターと協力し、年長児の就学に関する案内の作成、学校見学会等の郵送を行う。

－令和8年度年長児見込み 約250人

⑦障害児相談支援事業

川崎市から示された対象児〔医療的ケア児・肢体不自由児（身体障害者手帳1～3級）訪問系サービス利用児（居宅介護・居宅訪問型児童発達支援）〕にサービス担当者会議の開催、家庭訪問（年2回）、関係機関へモニタリングを実施。

また事業所として自立支援協議会へ参加している。

－令和8年度契約人数見込み 38～40人

⑧地域の障害児支援における中核的な役割を担う機関（中核機能）としての機能を発揮するため、福祉相談室のソーシャルワーカーを中心に所内の人員体制や役割分担を調整し、所内全体で取り組む。

－医療的ケア児・肢体不自由児の相談機能の強化として、よりタイムリーな対応を行うとともに、関係機関との連携・調整を実施。また、医療的ケア児・者等支援拠点とは年2回会議を開催する。

－障害児通所支援事業への支援（スーパーバイズ・コンサルテーション）機能の強化として事業所への支援技術の向上研修、事例検討会の開催、連絡会の開催やネットワーク作りを行う。

⑨人材育成

さらなる知識・質の向上を目指し、より専門性の高いソーシャルワーカーの育成を目指す。相談支援専門員など業務上必要となる資格に関する研修をはじめ、1人1人の知識・経験・強みに応じた研修への参加や資格取得を促す。

## (2) 地域支援室

### ①児童発達支援事業所

概ね2歳～5歳児を対象に、障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣や豊かな人間関係育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。また保護者には、発達の特性に応じた勉強会を行う。療育の開始時・中間時・終了後に、それぞれ個別面談も実施している。

一定員1日10人、利用児童数120人、延べ児童数1440人

### ②幼稚園・保育所、及び障害児通所支援事業所と必要に応じて子どもの状態や支援状況の共有を行なうなど、連携を図っていく。

### ③福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。

## 3-2 子ども発達・相談センター（宮前区、多摩区）

川崎市専門相談員と協働しながら、初期の発達支援および育児サロン、学齢グループを担い、地域の市民サービスの充実を目指して取り組む。

### (1) 児童発達支援事業所「アエルみやまえ・アエルたま」（法定事業）

川崎市の専門相談において、初期の療育的な関わりが必要と判断された概ね2歳～5歳児を対象に、健康・基本的な生活習慣や豊かな人間関係の育成を目的に「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに合わせた専門的な発達支援を行う。

また、川崎市の専門相談の補完として集団評価を実施し支援方針のためのアセスメントを実施する。（月8回）

—各区定員1クラス5人・日々10人、年間利用児童数100人～150人、延べ900人程度

### (2) 発達・子育て支援事業

発達に不安を持つ家族の育児支援として、参加しやすい雰囲気による親子参加の子育てサロンを開催する。（各区定員5名程度、隔週土曜日）

本事業では、西部地域療育センター通園課と協働して実施する。また、西部地域療育センターのスタッフ（専門職等）による子育て講演会を企画実行する。

### (3) 相談支援事業

市の専門相談機能を補完する目的で「二次相談」を実施する。ソーシャルワーカーを配置し、より療育的な相談ニーズがある事例については市専門相談員と同席のもと面談を実施する。また面談後も、必要に応じて発達や地域生活（幼稚園保育所、学校等での生活）についての相談支援を行う。

### (4) 地域支援・地域連携事業

#### ①就園移行支援・就学移行支援として、アエル利用児および川崎市専門相談利用児が就園・就学する場合、必要に応じて園や学校等と電話、書面、及び訪問によって情報を共有し、地域での過ごしやすさを支援する。

#### ②施設支援として、機関からの要請により、幼稚園、保育所、及び小学校に訪問して連携を図り、幼児・児童の生活の質向上を目指す。

## 4 訪問療育支援

### (1) 居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障害又は医療的ケアが必要なため、外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、支援員が基本的動作の指導等を行う。

### (2) 保育所等訪問支援事業

巡回訪問と連動しながら、より療育的配慮が必要な児童に対し所属の施設等に訪問し、支援を行う。さらに専門的な支援を行えるように、各職種間で機能的な動きができる仕組み作りを行う。

## 5 管理部門

- ・事業運営に伴う施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算、施設管理、庶務等に係る事務執行
- ・運営協議会の開催（年2回）
- ・川崎市との施設運営連絡調整、基本協定や覚書の調整等
- ・給食の提供や通園バスの送迎（業務委託）に関する事務・各種調整
- ・施設設備、各種機器等の点検や改修等
- ・建物大規模修繕の実施、完了検査（屋上防水、外壁修繕）
- ・通園バスの更新に関する検討、予算請求

## 6 職員体制

医師（所長他）、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、管理栄養士、及び事務員。常勤及び非常勤職員計 70 人（非常勤医師を除く）。うち、障害を有する職員 2 名。

## 7 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・一般市民向け、子育て支援養成等の講師として啓発活動の実施
- ・幼稚園・保育所の職員向けに保育の質の向上のための療育講座、研修講師の実施
- ・難聴児両親講座の実施、行政主催の研修会への講師派遣
- ・教員を対象にした公開療育、公開講座の継続実施
- ・実習生、ボランティアの受入れと協働
- ・地区の民生委員、児童委員等の施設見学受け入れ、及び講演講師派遣
- ・障害児者親の会活動等を支援するための会議室の地域開放等

# 横須賀市療育相談センター

## 【施設目標】

### 1 新たな指定管理協定期間における新しい支援

- ・令和8年4月より児童発達支援センター（福祉型・医療型）の一元化を実施し、障害種別にかかわらず、多様な障害の子どもを柔軟に受け入れられるようにする。
- ・ニーズ等を踏まえた通所定員見直しに伴い、一部の職員を地域支援やアウトリーチ事業にシフトし、保育所等訪問支援など、併行通園児や園への支援の拡充を図る。
- ・「居宅訪問型児童発達支援事業」のニーズの掘り起こしや利用しやすい形の模索など、様々なニーズに応じた地域支援や関係機関との連携の強化を推進する。
- ・市域が広いことから、通園バスを1台増やし、医療的ケア児用リフトを装備した1台を含め、5台を配備予定。これにより乗車時間を短縮して利用児の負担減を図り、センターから遠い地域にお住まいの方でも利用しやすくする。
- ・医療的ケア児、きょうだい児への支援や支援の行き届かない方々への具体的なサービス内容を検討し、モデル事業的な取組を積極的に行う。

### 2 人材の確保・育成

- ・療育相談センターの役割や実際の事業内容等について、「知ってもらう」「関心をよせてもらう」ためのPRを積極的に行う。
- ・SNSを活用した学生・求職者向けの業務内容発信及び実際に雇用に結びつく施設見学会・インターンを引続き開催する。法人本部や地域の団体とも協力し、法人のPRや障害福祉の魅力を伝える。
- ・職員研修については、OJTや既存の法人研修に加え、センターにおける全体研修の内容の工夫や、外部の研修への積極的な受講を奨励する等、個々のスキルアップやモチベーションの向上を図る。
- ・労働環境の整備にも配慮し、健康等相談の勧奨や、業務システムの浸透に努める。法人理念と同様に職員にも寄り添い、心理的安全を担保できる組織を目指す。
- ・スキルを持つ非常勤職員が長期にわたり勤務を続けられるよう、さらなる処遇改善によりモチベーションを高めるとともに、中堅職員の減少等によってスキルの継承等に困難が生じないよう、サービスの品質確保に努める。
- ・導入した電子カルテシステムは順調に稼働しており、診療相談部門の業務効率化が図られている。引き続き、更なる効率化について検討していく。

### 3 財務基盤の強化

- ・市の予算枠内にある現状の指定管理制度の中にあっても、診療報酬や通所支援給付費等の収入をベースに、事業所として収支均衡、費用対効果や経費節減といった基本的な経営感覚について、管理職を中心に意識啓発に取り組む。
- ・各部門で予算管理の一部を分担することにより、コスト意識の醸成やさらなる経費執行の効率化に努める。
- ・再リースの活用や水道光熱費の節約など、事業経費の節減に努めつつ、限られた予算の中で柔軟かつ効果的な予算執行に努め、今後必要となるサービス拡充等の財源にも活用できるようにする。

## 【事業計画】

令和8年度は新たな指定管理期間（10年間）の3年目となる。地域情勢を踏まえた施策検討や課題への対応を引き続き行い、地域全体でお子さんを支えられるように関係機関、行政等との連携を深めていく。

### 1 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

- (1) 診療科目：小児精神科・小児神経内科、小児科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来（初診900人、再診6,000人）
- (2) 個別療育・訓練
  - ・医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。
  - ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。
  - ・心理士による発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。
  - ・臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。
  - ・看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。
- (3) 利用者サービスの拡充  
保護者支援の充実を目的として、家族セミナーの開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

### 2 通園部門

令和8年度より一元化を行い、事業が統合される。

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣や豊かな人間関係の育成を目指し、個別支援計画を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

- (1) 令和8年度利用児童数(計画)（利用児童人数 98人、定員 50人）
- (2) クラス編成
  - ・障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園や併行通園等にクラス編成を行う。
  - ・原則として3歳児は親子通園、4・5歳児は単独（週5日）クラスと併行クラスで運営する。
- (3) 年間行事  
入園式、ひまわり園年度始めの会、クラス懇談会、個別療育面談、ひまわり園親Day、給食試食会、遠足、運動会、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会、ピアカウンセリングやひまわり園クリスマス会等を実施。
- (4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催  
横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。
- (5) 保護者会への協力  
保護者全体親睦会等、保護者会が主催する各種企画への協力を行う。
- (6) 医療的ケア児の送迎事業  
通園児で医療的ケアや身体的理由により通園バスに乗車できない児童をひまわり園へ送迎する。
- (7) にこにこルーム（弟妹保育）の開催  
親子通園を安定的に利用できるよう通園事業として職員が弟妹保育を実施する。
- (8) 保育所等訪問支援事業  
ひまわり園に通うお子さんに対し直接支援となる訪問支援を行う。

### 3 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムに基づき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育に関する相談を行う。  
(新規 600 件、総相談件数 7,500 件)
- (2) 巡回相談・コンサルテーション：  
保護者や、保育園・幼稚園・こども園、小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。  
(巡回訪問回数：延べ 200 回、巡回相談件数：延べ 300 回)
- (3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携：  
健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。
- (4) 地域支援：発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。支援機関職員の専門性向上（スキルアップ）を目的とした研修を実施する。
- (5) 家族支援：利用者の家族へライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：  
各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。
- (8) 親子教室・早期療育教室・療育教室：当センターほか 4 ヶ所にて各教室を実施する。
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 親子教室        | 6 教室 45 人   |
| 早期療育教室・療育教室 | 13 教室 120 人 |
- (9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業：  
ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に定める諸福祉サービスの利用計画を作成する。  
(利用計画作成件数：延べ 600 回、モニタリング件数：延べ 800 回)
- (10) 保育所等訪問支援事業：  
諸般の事情により通園に登園できない児童に対し直接支援等を実施する。新たなニーズの開拓も引き続き実施する。
- (11) 居宅訪問型児童発達支援事業：  
診療部門と協力し、重度の障害により通所支援事業の利用希望があっても、外出することなどが著しく困難な児童の居宅を訪問し発達支援を行う。

#### 4 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・施設における会計処理、人事労務、給食の提供（委託）、通園バス等の送迎（一部委託）
- ・運営協議会の開催（年 2 回）、市との連絡調整会議

#### 5 職員体制

所長（医師）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、栄養士及び事務員等の常勤・非常勤（計 110 人）

#### 6 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生受入実施  
(医師 4 人、看護師(2 か所)、理学療法士、言語聴覚士(1 か所)、保育士(3 か所)他)
- ・併行通園児の併行先園の職員や関係機関職員等の施設見学受入実施
- ・横須賀市主催の発達支援に係る研修や、関係団体の研修に対する講師としての人的協力
- ・保護者、きょうだい児支援のためのイベントの実施と開催場所の提供
- ・障害者雇用の目的のための市内支援学校等の生徒の実習受入れ等
- ・インターンの開催、福祉分野への就職希望者を増やす取組
- ・医療的ケア児コーディネーター配置事業の受託予定(横須賀市事業)

# 横浜市港南区生活支援センター

## 【施設目標】

### 1 専門的相談を担う人材の確保と育成

- ・幅広い相談支援に対応できるよう、専門スキル向上に向けた各種外部研修や「法定サービス」を担う研修への積極的参加を促す。
- ・人材育成に重点を置き、職場内研修や事例検討などに取り組む。
- ・職員のメンタルヘルスを推進し、個別ケースや支援方針の共有を日々丁寧に行うことで、個人がストレスを抱えないよう努める。

### 2 地域とのネットワークを活かした取り組み

- ・地域に埋もれている「長期のひきこもり」や「8050問題」ケースについて、その背景に、精神障害や世帯の高齢化、生活困窮、社会的孤立など複合的な課題があることから、センターのアウトリーチ機能や、地域他機関とのネットワークを活かし、協力しながら支援に取り組んでいく。
- ・地域に向けた講座やイベント開催などを通じて、精神障害の普及啓発活動を実践していく。
- ・障害者の切れ目のない「ライフステージ」に合わせた支援を目指し、高齢や教育分野の支援者と連携した取組を行う。

### 3 生活支援センター機能の発展

- ・「当事者支援」に重点を置き、地域における啓発活動や各種事業への参画など、各自が能力を発揮できる場を広げていく。
- ・センターのプログラムやイベントの開催など、利用者ニーズや当事者のエンパワメントを大切にしながら取り組む。
- ・福祉や医療を学ぶ実習生や、地域ボランティアの受け入れを積極的に行う。
- ・精神障害者からの多様化・複雑化する相談への適切な対応や、来所することが難しい方へのアウトリーチ支援等、生活支援センターのさらなる機能の充実に向けて、市内の各センターや行政と見直しの検討を進める。

### 4 財政基盤の強化

- ・事業所内の修理修繕、物品購入など計画的に執行管理を行う。
- ・節電対策の継続など、職員全体で意識して取り組む。
- ・業務の効率化や役割分担の見直しを適宜行い、時間外勤務の削減を目指す。
- ・事業収入向上に向けて、加算要件などを見直しながら、対象となるケースへの法定サービス事業の積極的な導入を図っていく。

## 【事業計画】

### 1 事業内容

#### (1) 相談支援事業

- ・精神障害者支援の総合窓口としての専門的・個別的な相談支援
- ・精神科嘱託医、臨床心理士による専門相談
- ・自宅訪問や各種機関への同行、情報提供などの日常生活支援
- ・障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）、自立生活援助事業

#### (2) 地域活動支援センター事業

- ・居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、プログラム・イベントの実施
- ・関係機関や地域住民との交流、障害理解の普及啓発事業

(3) 港南区委託事業

- ・精神保健福祉・出前講座の開催（地域に向けた普及啓発：年4回程度）

(4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	12,000	食事サービス	2,000
1日平均利用者数	40	入浴サービス	1,300
1日平均当事者来館者数	25	洗濯サービス	120
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	6,000	計画相談支援（実数）	45

※職員が外出する機会も増え、相談機能を強化するために食事サービスの実施回数を週5回から週3回に減らしている。

## 2 職員体制

- ・所長、相談支援員（精神保健福祉士、社会福祉士等） 常勤・非常勤 計10人
- ・調理、事務担当職員 非常勤 計8人

## 3 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

福祉や看護を学ぶ実習生、ボランティアや施設見学などの受入を積極的に行う。また当事者支援の取組も継続するとともに、地域における普及啓発や会議参加など活動の場を提供し、障害者の職場体験実習の受け入れも検討する。

その他、社会福祉協議会やケアプラザと連携し、出張相談など地域とつながりを持つための取組を進める。

## 川崎市発達相談支援センター

### 【施設目標】

#### 1 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・学齢期の利用者は減少する一方、成人期、特に40歳以上の方からの相談も増加している。医療相談機能を含めた専門的な相談支援体制を確保し、発達障害の特性の多様性や個々のニーズ等に応じて、医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を図りながら、ライフステージにあわせた継続的支援を行う。
- ・発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、一人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供することで、利用者の社会参加を支援する。
- ・相談対象ではない知的障害のある発達障害児者への支援スキルについても、地域支援マネジャーを中心に、職員全員のスキルアップを図っていく。

#### 2 地域における公益的な取組

- ・地域住民と対象とした研修会の開催や講師の派遣を行う。
- ・大学等の教育機関から、学生実習生や地域のボランティアを受け入れていく。
- ・ペアレントメンター事業について、技術的な支援や会場の提供を行うなどし、支援を行っていく。
- ・地域の支援者ネットワークや勉強会等の事務局を担当し、地域の支援力強化に関与していく。

#### 3 地域支援機能の強化

- ・保健福祉や医療、教育、労働など、広範囲かつ多面的な業務領域に適切に対応し、利用者がライフステージを通じて、地域で安心・安全な生活が送れるよう、幅広い関係機関と連携しながら支援を提供する。
- ・地域支援協議会を年に複数回開催し、支援体制の機能を強化していく。
- ・地域支援の要となる地域支援マネジャーの体制拡充のほか、研修会参加等による地域支援のスキル向上に努め、学校や事業所等に対する研修やコンサルテーションを実施する等、地域の発達障害児・者支援に関する対応能力の向上を図る。

### 【事業計画】

#### 1 相談支援事業

##### (1) 個別相談

ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターで最も適した医師の医療相談を受けることができるよう、弾力的な相談体制のもと実施していく。

また、社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動も開催していく。

家族支援に関しては、ペアレントメンター活動のフォローアップと2つの家族セルフヘルプグループの活動支援を行い、家族の対応スキル向上や障害受容の促進を図る取組を行う。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 120 人（来所まで至ったケースのみ）、 継続 400 人（来所まで至ったケースのみ）
② グループ活動	学齢グループ活動【フリースペース】（月 1 回） 成人グループ活動（2～3ヶ月に 1 回）
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月 1 回、2 グループ） ペアレントメンター集団相談会支援（年のべ 12 回）

## (2) 機関連携

発達障害は年齢によって多岐にわたる状態像を示すため、地域療育センター、児童相談所、各種学校、地域みまもり支援センター、総合リハビリテーション推進センター、相談支援センターや就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に応えていく。

## (3) ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、多摩区・麻生区の相談支援に関する連携とともに、グループ活動等の協働での実施、市民向け・支援者向け研修会の共同開催などにより、川崎市における発達障害の専門的支援機関として弾力的・一体的な運営を行っていく。同じ建物内に入居する川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援の充実に取り組む。

## 2 発達障害者支援体制整備事業

### (1) 研修開催

関係機関を対象とした研修会については、川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」を開催する。また、市内の相談支援担当者向け「発達障害基礎研修」を発展させた「発達障害対応力向上研修」（年 3 回程度）を開催する。

市民向け研修会である「市民講座」（年 1 回）についても「ゆりの木」と協働して開催を継続する。今年度も、センター利用の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催し、家族による家族のための研修会の共同開催を実施する。その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

### (2) その他

支援地域連絡調整会議を定期開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校や事業所等の関係機関に対するコンサルテーションを行う等により、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。

## 3 職員体制

- ・ 所長、嘱託医、ソーシャルワーカー、臨床心理士 計 19 人  
※ 兼務を除き、ゆりの木含む

## 4 職員研修

発達障害児者支援において重要な支援ツールである「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動や職業適性などをアセスメントするためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及に関しての役割を担う。また、外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施し、対応していく。

## 5 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

発達障害者支援体制整備事業の研修開催のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。また、地域の専門職ネットワーク（連携の会）や支援ツールの1つである「ソーシャルストーリーズ™」の勉強会の事務局を担当して、地域の支援力の強化に関与していく。

**【施設目標】**

**1 専門的相談体制の整備と人材育成**

- ・医療相談機能を備えた、医療・心理・福祉の専門的相談体制を整備すると共に、発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、一人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供することで、利用者の社会参加を支援する。
- ・相談対象ではない知的障害のある発達障害児・者への支援スキルについても、地域支援マネジャーを中心に、職員全員のスキルアップを図っていく。

**2 地域における公益的な取組**

- ・地域住民を対象とした研修会の開催や講師の派遣を行う。
- ・大学等の教育機関から、学生実習生や地域のボランティアを受け入れていく。
- ・ペアレントメンター事業について、技術的な支援や会場の提供を行うなどし、支援を行っていく。
- ・地域の支援者ネットワークや勉強会等の事務局を担当し、地域の支援力強化に関与していく。

**3 発達障害に特化した日中活動支援の提供と移行支援**

- ・就労等次のステップへの移行に伴う利用者の入れ替わりに応じた柔軟なプログラムを提供していく。
- ・移行については概ね2年以内を想定しているが、日中活動と車の両輪としての相談支援を丁寧に行い、それぞれのペースに合わせた移行を支援していく。
- ・小集団での活動を通じたプログラムや心理職等によるサポートの充実、家族への相談支援、地域支援等の機能も活かして民間事業者との差別化を図り、事業説明や情報交換等により、必要な方の利用に繋げていく。

**【事業計画】**

**1 相談支援事業（3階相談室利用）**

発達相談支援センターと連携し、多摩区・麻生区の発達障害児者、家族及び関係機関からの相談を丁寧に対応していく。

ケースワーカー・心理・医師がチームとなり、また発達相談支援センターとも連携して一体的、弾力的な相談体制により実施する。特に医療相談に関しては、両センターで最も適した医師の医療相談を受けることができるよう、弾力的な医療相談体制のもと実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 40 人、継続 120 人（来所相談に至ったケースのみ）

**2 日中活動支援事業（1階日中活動スペース利用）**

相談支援と並行し、市内在住の所属のない18歳以上の発達障害者を対象に、1階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラムやくつろぎなどの目的別にパーテーション等で分け、利用者にとってのわかりやすさに配慮したプログラムを実施する。プログラム内容については、アンケートの実施などにより検証し、利用者の満足度を高める。

また、北部リハビリテーションセンターなどで行われる地域のお祭りに参加するほか、地域のボランティアや将来的に支援者を目指す学生実習生の受け入れを行うなど、地域連携、発達障害者との交流及び発達障害理解の推進に寄与する。

内容	計画
利用登録者	新規 3 人、継続 15 人、移行 3 人
利用延べ人数	1,200 人

プログラム例	内 容
調 理	食育を意識し、レシピ作りのミーティング（月 1 回）から、実際の調理と参加者による食事会（月 1 回）を実施。その応用編として、お菓子づくりや家でも簡単に実践ができるようにするための軽食づくりも実施。なお、感染症拡大時などは中止とする。
外 出	余暇スキル・社会生活スキルの獲得を目的に、企画ミーティング、準備ミーティングやそれらを基にした実際の外出を 1 セット 3 回で実施（年 4 回）。なお、感染症拡大時などは中止とする。
コミュニケーション・健康教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めることなどを目的に、講師とスタッフにより実施（月 4 回）。
レクリエーション	余暇スキル等の獲得を目的に、講師が簡単なゲームなどでリードしながらの小集団活動を実施（月 1 回）。
アート・パステルアート	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施。アートとパステルアートを交互に月 1 回程度のペースで実施。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースの卓球台やビリヤード台を活用し、身体を動かす機会を提供（月 4 回）。
カードゲーム	カードゲームを通じた、余暇スキルやコミュニケーションスキルの向上を目的とし実施（月 3～4 回）。
フリー	スタッフは介在するが、特別なプログラムを設けず、その時集まった利用者でゲームなど、内容を協議のうえ実施（月 8 回程度）。
個別活動	まだ集団に入ることが難しい利用者に向け、相談の延長として担当者と個別でゲーム等の活動を提供（随時）。
報告書作り	日中活動の様子振り返りを通じた、広報や文書作成のスキル向上などを目的とし、利用者自身で活動報告書を作成のうえ、ホームページへ掲載（月 1 回）。

### 3 普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害対応力向上研修」や市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

その他、随時各種団体の研修会へ講師派遣を実施する。

### 4 職員体制

- ・ 所長、嘱託医、ソーシャルワーカー、臨床心理士 計 8 人（兼務を含む）

### 5 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等の社会貢献を進めていく。

また、北部地区のペアレントメンター活動について、技術的な支援や会場の提供などを通じて、社会貢献に取り組む。

# 横浜東部就労支援センター

## 【施設目標】

### 1 就労支援に関する一次相談支援機関としての役割遂行

- ・地域の相談支援専門機関として、就労に関するどのような相談でも受け止めるワンストップな窓口を目指し、当事者や関係機関、企業からの就労にまつわる相談を受け、共に解決策を模索しながら、求職支援や定着支援を行う。
- ・近年、発達障害の診断で精神保健福祉手帳を取得し働く利用者が増加しているが、障害特性から、企業側の受入体制の不足や、業務内容と本人の特性とのミスマッチ等により職場定着が難しく離職するケースが増加している。
- ・定着のための継続的な就労支援のほか、生活習慣や家族との関係など職場定着に直結する生活の課題についても、地域の支援機関や医療機関とのネットワークを活用しながら、解決に向けて連携して、本人支援に取り組む。
- ・就労サポート説明会を毎月開催し、新規相談者へ就労のガイダンスと個別相談を実施するほか、関係する行政の諸部門とも連携していく。また、制度等の情報収集を行い、社会経済環境の変化に適応した相談支援を行う。

### 2 地域生活支援への対応

- ・ホームページの「お知らせ」に、就労に関する最新の情報を掲載し、利用者のための情報提供を行う。
- ・登録利用者への余暇活動支援を定期的実施する（年2回）。また、就労中の利用者のモチベーション向上のために、5年勤続者へ永年勤続表彰を継続実施する。
- ・神奈川区・鶴見区の自立支援協議会へ参加するほか、地域の関係支援機関と「顔の見える」ネットワークづくりを進め、連携を促進する。

### 3 人材の育成

- ・内外の研修を通し、対人援助スキルのさらなる向上を図る。
- ・障害者雇用の普及啓発を行うため、技術や知識のインプットだけでなく、プレゼンテーションのスキルアップを行うなど、アウトプットも実践していく。

### 4 経営基盤の強化

- ・経費削減・省エネについて、可能な範囲で取り組む。
- ・効率的な執行により、超過勤務を必要最小限度にする。

### 5 IT活用と情報セキュリティ強化

- ・各種業務でZoom等のオンラインツールを積極的に活用していく。また、活用可能なITスキルを業務に役立てるほか、各種手法については、情報セキュリティ対策を講じる。

## 【事業計画】

### 1 支援対象者数・相談支援件数数値目標

#### (1) 登録者・就労者数等

	人数 (R7年度)
新規登録者	70 (60)
継続利用者	350(310)
新規就労者	30 (30)
継続就労者	320(280)

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件数 (R7 年度)
就職に向けた支援	1,000 (1,000)
職場定着に向けた相談・支援	4,000 (4,000)
合 計	5,000 (5,000)

## 2 事業内容

障害の種別を問わず、一人ひとりの意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援、並びに関係機関との地域連携により、利用者の就業生活上の課題克服に、利用者と共に取り組む。

(1) 相談

- ・利用者、家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
- ・関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。

(2) 就職に向けた支援

- ・適性把握に向けたアセスメントの検討、実施
- ・ハローワークへの求職登録・求職活動の支援
- ・職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言

(3) 職場定着支援

- ・支援計画台帳等を活用し利用者・企業に対する支援を計画的、継続的に行う。
- ・勤続5年になる登録利用者へ、永年勤続表彰を行う。
- ・余暇活動支援事業を年に2回実施する。

(4) 離職・転職支援

登録利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。

(5) 関係機関との連携・協働

- ・横浜市、神奈川県、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校や相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的な事業運営を行う。
- ・就労サポート説明会へ地域にある就労移行支援事業に引続き参加してもらい、相談者へ就労に関する情報を効率的、効果的に提供する。また、当センターと就労移行支援事業所とで相互理解と連携強化を図り、地域の関係支援機関とのネットワークづくりを推進する。

(6) 啓発活動

法人ホームページにセンターからの「お知らせ」を掲載し、障害者本人及び地域の支援機関への情報発信や障害者の就労に関する啓発を行なう。

(7) 企業支援

神奈川区や鶴見区内の企業・事業所の障害者雇用に関する相談支援に取り組む。

## 3 職員体制

- ・所長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計6人

## 4 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

地域の関係機関に向けた就労支援関係の出前講座等を実施。

# 川崎南部就労援助センター

## 【施設目標】

### 1 今後の就労援助センターの在り方検討

- ・市と市内3就労援助センターで、国が示す「就労選択支援制度」への対応、就労移行（定着）支援事業所との役割の差別化、地区別ネットワーク会議の在り方や川崎市社会福祉協議会の研修への参加などについて、川崎市との検討協議を進める。
- ・就労以前に生活の課題（借金、家族の介護）を有するなど、緊急性がある場合や介入が必要な状況にある場合は、これまでの就労支援に係る専門性や経験、関係機関との連携体制を活かしながら、発達障害等の支援対象者に寄り添い、共に課題の解決を図っていきけるよう、個々のニーズに合わせた相談支援に努める。
- ・地域への社会的貢献として自立支援協議会、川崎市の各種会議やセミナーでの講師派遣に対応する。

### 2 人材の確保・育成、財務基盤の強化

- ・職員間の業務均衡を意図し、適切な担当ケースの振り分け及びケース数の調整を適宜行うほか、経験豊かな職員によるOJTの実施、相談支援専門員研修の受講、就労・医療・福祉・心理分野の研修や学会への参加等により職員育成を図る。
- ・事業費の適正化と職員配置の見直し及び人件費を含めた川崎市からの補助金額について、引き続き市と協議を継続する。

### 3 新規利用者の確保に向けた取組

- ・就労支援サービスの利用につながりにくい若年層（大学生、専門学校生、定時制高校、通信制高校）や生活困窮者への啓発や支援について、川崎市と協議を継続実施する。
- ・地域活動支援センターへの就労援助センター機能の啓発、PRを図り、利用者獲得に向けた連携を進める。

## 【事業計画】

### 1 就労支援目標

#### (1) 相談者数

相談者数	人数 (R7年度)
新規登録者	100 (100)
継続利用者	600 (600)
新規就労者	60 (60)
継続就労者	450 (450)

#### (2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (R7年度)
就労に向けた相談支援	3,000 (3,000)
職場定着に向けた相談支援	4,000 (4,000)
合計	7,000 (7,000)

## 2 事業内容

### (1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じ、地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につながない層への支援に取り組む。

### (2) 求職支援

- ・本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。
- ・職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方へ丁寧な支援を行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

### (3) 定着支援

- ・就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・特別支援学校における卒業生の定着支援については、卒業後3年を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。
- ・事業所内において、就労者対象のプログラムを定期開催する。
- ・企業におけるナチュラルサポートの啓発

### (4) 関係機関との連携

- ・川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネート会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などに取り組む。
- ・地域の事業所との連携を深めることで、就労体験の機会を提供するなど、就労につなげる役割を積極的に果たす。
- ・就労援助業務の経験を活かし、緊急性がある場合や介入のタイミングが求められる場合は、就労支援以外の支援にも積極的に取り組む。

## 3 職員体制

- ・所長、ソーシャルワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

## 4 社会貢献

実習・見学の受け入れや就労関係講座へ講師を派遣するなど社会貢献に取り組む。